児童生徒の携帯電話（スマートフォン）の取扱いについて

小田原市教育委員会

【学校における指導上の共通理解事項】

『携帯電話（スマートフォン）等は、学校生活には必要ないと考え、校内への持ち込みを原則禁止とする』

1　携帯電話（スマートフォン）等は、校内へ持ち込むことはできませんので、地域性・防犯上の理由・家庭の事情等で、登下校時に携帯電話（スマートフォン）を持たせる必要がある場合は、保護者に申請していただきます。その際には、校内で所持しないための対応を了承していただきます。

2　携帯電話(スマートフォン)等の好ましくない使い方について児童生徒に指導します。

・ＳＮＳ上での仲間はずしや無視といった行為がいじめの原因になっていること。ＳＮＳ等に悪口を書き込んだり、悪意ある画像や動画の拡散、嫌がらせのメールを送ったりすること等は犯罪（名誉毀損）であること。

・個人情報をインターネット上に公開することによる危険性を十分に認識すること。

・携帯電話(スマートフォン)等の使い方について、保護者と約束事を整えておくこと。

3　携帯電話（スマートフォン）等による被害やトラブルの発生に関する情報を保護者や児童生徒に発信していきます。

【家庭における指導上の共通理解事項】

『携帯電話（スマートフォン）等の契約は保護者が行うので、危険回避は、保護者の義務であり、責任である』

1　携帯電話（スマートフォン）等は、学校生活（校内において）には必要ないという認識を持ちましょう。

2　子供に携帯電話（スマートフォン）等を持たせることは、**保護者の責任**であるという認識を持ちましょう。

3　携帯電話（スマートフォン）等はインターネットの端末でもあり、**有害情報の氾濫による危険性が高い**という認識を持ちましょう。

4　携帯電話（スマートフォン）等の使い方について、子供とよく話し合い、**約束事**を決めておきましょう。また、**定期的な約束の見直しや確認**も行いましょう。

・学習への悪影響を考え、携帯電話（スマートフォン）等を**長時間使用しない**ように指導しましょう。

・**フィルタリングサービス**を実施し、子供を有害情報から守りましょう。